

Zenkoku Aozeiien

富川執行部集大成!!

# 主月税連

182  
183  
184  
185  
186  
187  
188  
189  
190  
191  
192  
**193**  
194  
195  
196

July.15.2024 No. **193**

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F  
Tel 03(3354)4162 Fax 03(3354)4095

# Content

---

**会長退任挨拶** \_\_\_\_\_ P.3~4

青税の未来を切り拓くための新たなる挑戦 — 会長 富川 和將

---

**各部長一年間を振り返って** \_\_\_\_\_ P.5~8

---

**日税連との懇談会** \_\_\_\_\_ P.9~14

日本税理士会連合会執行部との懇談会 — 広報部長 津田 律子

---

**国際部活動** \_\_\_\_\_ P.15~16

2023 韓国税務士考試会との勉強会 in 名古屋 — 国際部長 宮島富久雄

韓国税務士考試会定期總會出席報告 — 国際部長 宮島富久雄

---

**税理士PR委員会活動** \_\_\_\_\_ P.17

税理士職業紹介セミナー報告 — 税理士PR委員長 江田佳銘子

---

**国会陳情報告** \_\_\_\_\_ P.18

国会陳情報告 — 法対策部長 高橋 紀充

---

**法対策情報** \_\_\_\_\_ P.19~21

法対策部より活動報告 — 法対策部長 高橋 紀充

---

**今年度トピック** \_\_\_\_\_ P.22~23

能登半島地震被災地視察報告 — 会長 富川 和將

## 会長退任挨拶

# 青税の未来を切り拓くための 新たな挑戦



会長 富川 和將

### 1. はじめに

全国青年税理士連盟(以下「全青税」という。)の会員の皆様、こんにちは。本年会長を務めさせていただきました、富川和將です。平素は当連盟の活動に多大なるご協力とご理解を頂き、厚く御礼申し上げます。

まず最初に、令和6年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ各地の災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、ご遺族の皆様には心よりお悔やみ申し上げます。また被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今年度は大きな自然災害が多発した年となり、あらためて日頃の備えと準備が必要であると実感しました。また、全青税にとって公益活動とは何かについても考えさせられる1年であったと思います。

### 2. インボイス制度導入について

全青税では以前からインボイス制度導入に反対を表明して、制度廃止の運動を行って参りましたが導入直前ではありましたが全国三青会で令和5年9月14日に衆議院第一議員会館第5会議室にて国会議員、マスコミ参集のもと、「弁護士・

税理士・司法書士」青年3士業団体でインボイス制度の廃止を求める緊急記者会見を行いました。この記者会見の影響は大きく、様々なメディアで取り上げられ、また後日インタビューを受けることが多くなったため、インボイス制度特別委員会を設置し、対応を行いました。

しかし制度が廃止されることは無く、スタートしたことは非常に残念です。一度制度がスタートしてしまうとそれをなかったことにすることは難しく、どのようにアプローチをしていくか今後検討が必要かと思えます。

### 3. 納税者権利憲章について

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、「議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして『納税者権利憲章(仮称)』を早急に制定」(平成22年度税制改正大綱～納税者主権の確立へ向けて～(抜粋))とあるよ

うに、納税者権利憲章は納税者の権利を守るために必要不可欠です。全青税では昨年度において2年がかりで作成した要望書を提出しています。これを納税者の皆様へ向けて発信することも重要と考え、今年度においてはその要望書を参考に、極力専門用語や分かりにくい言葉を使わずに納税者の皆様へ分かりやすく伝えるためのパンフレットを作成しました。パンフレットは全青税のホームページにありますので、皆様の顧問先やご友人、知人の方に配布していただいたり、SNSで発信していただければと思います。

### 4. 韓国税務士考試会との交流について

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で交流が制限されていた韓国税務士考試会(以下「考試会」という。)との交流が久しぶりにすべての行事において再開されました。

今年度は令和元年8月に千葉で開催された全国大会以来4年ぶりに考試会の皆様を全国大会へ招待することができました。また、勉強会も名古屋で開催することができ、すべての交流が再開されました。光州広域市で開催された考試会の総会ではク・ジェイ韓国税務士会会長、

カン・ギジョン光州広域市長、ソンギュソン光州税務署長など多くの来賓の中、大変盛大に行われ、活気ある総会を楽しませていただきました。

今年の全国大会の前日は、以前全国大会が開催される予定で準備にご尽力されながらも新型コロナウイルス感染症の影響で開催されなかった岐阜青税の皆様にご尽力いただき、岐阜の地で楽しんでいただこうと思えます。

両国における税制や税理士制度、事務所運営方法などの違いを知ることができるこの交流が、さらに発展を遂げ、よりよいものになっていけばと思います。

## 5. 全国大会について

今年度は名古屋青税の皆様が試行錯誤をしてくださり、新しい取組みも行われました。

今までは紙のパンフレットを作成し配布していましたが、SDGsの観点からパンフレットはインターネット上で公開し、QRコードを読み込んでみていただくという方式に変更しました。

また当日のスケジュールは、シンポジウムから始まり、全国大会、懇親会の順となります。これは、シンポジウムが旧執行部のイベントであるため、本来の姿としては新旧執行部が入れ替わる全国大会前に行うべきとの考えからです。しかしこのスケジュールは今回全国大会が名古屋で開催されるため可能ですが、開催地によっては難しいため、どのように開催していくのか継続して検討が必要になります。

名古屋青税、岐阜青税の皆さんが作り上げた名古屋大会、是非ともお楽しみいただければ幸

いです。

## 6. 組織活動について

今年度は様々な活動を通じ、全青税を対外的にアピールすることに力を入れました。

大きく分けると、全青税をPRするための活動と、会員獲得のための直接的な活動の2つです。全青税をPRするための活動としては、上記でもご紹介しましたが、納税者権利憲章のパンフレットの作成、それから法対策部で研究したことを内部での報告だけに留めず、リーフレットを作成して配布することです。今年度は、インボイス制度が導入されたことに伴い消費税等の滞納者が増えるのではと考えたため、納期限までに納税できない場合の「滞納処分チェックリスト」、新しく税理士登録をした方にいつまでも税理士として活躍していただくために、知らなかったでは済まない「懲戒事例リーフレット」を作成しました。様々な場面で活用していただければと思います。

また、しばらく改定がされていなかった全青税のリーフレットを改定しました。全青税の魅力を発信するツールとしても活用していただければと思います。

昨年からはじめた税理士PRについても今年度継続、拡大して行いました。税理士という職業は知っていても、何をしている職業でどうすればなれるのか知らない学生が多く、まだまだ税理士という職業は認知されていないのだと感じました。その意味でもこの活動は積極的に行っていくべき活動だと感じます。

次に会員獲得のための直接的な活動としては、今年度は

SNSで全青税のPRを行い、理事会後の懇親会に未入会の税理士や受験生を呼び、交流を行い興味を持っていただき入会につなげるという活動を行いました。また各地で個人会員としての入会を積極的に勧めました。まずは個人会員から増やしていきたい、いつの日かその個人会員から未加入の青税団体を引き込んでいただく、または個人会員同士で新たに青税組織を創設していただき、全青税に加入していただく、その礎となるべくアプローチを行いました。今年度は岡山、香川にアプローチを行っています。広島については共同事業を行うことを計画しましたが、延期となってしまったため、次期に引き継げればと思います。

## 7. 最後に

昨年の全国大会の就任の挨拶でも申しましたが、数は力です。何をするにしても数の力は絶大です。全青税の活動も、意見も数が多ければ多いほど注目を浴びるようになります。

その結果、影響力を持つ団体になれます。そのため今後も組織活動は非常に重要な活動になると思います。新しい視点から組織活動を継続していただければと思います。

最後に、今年度の全青税の事業にご協力いただきました執行部の皆様、そして会員の皆様、誠にありがとうございました。大変なご苦勞をおかけしたと思いますが、皆様のおかげで無事終わることができました。皆様には感謝を申し上げ、私の退任の挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

# 一年を振り返って



## 総務部

部長 阿部圭子  
(東京)

本年度、総務部長を務めました東京青税の阿部圭子です。今は5月ですので、あと三ヶ月弱、名古屋大会まで走るようになります。総務のメイン業務である年11回の理事会をなんとか無事に運営できそうです。理事会・懇親会それぞれ会場手配して下さった各单位青税の皆様、ありがとうございます。懇親会の領収書については店に各人別に発行してもらって手間が増え、インボイス制度の影響をうけました。すべての回をWeb併用

理事会としたため、カメラ&音響の設営も必要でしたが高橋法対策部長、濱田・山口・安藤3法対策部委員長、高柳組織部長に大変ご助力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

また、日税連執行部との懇談会、日税連理事会・総会および日税政総会の傍聴、韓国税務士考試会総会出席のための訪韓、国会陳情のほか、法対策部会、インボイス制度特別委員会、税理士PR委員会、能登地震対策

特別委員会と様々な機会に参加させていただきました。

1月に起こった能登地震に対する支援については、義援金の募集の際に渋谷税務署の確認手続きや能登被災地視察を行い、5月理事会は金沢市内にて開催することができました。

総務の仕事が増えたナアと思う反面、富川会長の情熱と暴走のおかげでたくさんの得難い体験をした1年間でした。富川さん、ありがとうございます。1年間お疲れ様でした。



## 経理部

部長 岩澤英彦  
(千葉)

本年度全青税の経理部長を担当させていただきました千葉青税の岩澤英彦でございます。この原稿を書いている時点では、ちょうど決算日を迎えるところであり、これから決算書を作成して、理事会の承認、会計監査があり、経理部としての重要な業務が目白押しという状況です。8月の定期総会で次期経理部長へスムーズに交代できるように、最後の力を振り絞って、気を引き締めて、務めて参りたいと思っております。

私がこの1年間で忘れられな

い出来事として能登半島地震による義援金の業務があげられます。はじめに、能登半島地震により被害に遭われた皆さまへ心よりお見舞いを申し上げます。業務の内容の流れを説明しますと、今年の2月の千葉理事会で義援金の募集の承認がされました。その後、寄附金控除になるように富川会長と阿部総務部長と共に義援金口座の作成をしました。そして、義援金の募集をしてもらい、5月に石川県へ義援金のお振込みをさせて頂きました。また、7月末日にも石川

県へお振込みをする予定となっております。この誌面をお借りして、義援金をお送り頂いた会員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

最後に、事務局の鴻野さん、会長の富川さん、総務部長の阿部さん、前任者の大和屋さんのおかげで、なんとか日々の経理業務を滞りなく終える事ができました。この場を借りて感謝を申し上げます。ありがとうございます。



## 研究部

部長 石澤健太  
(神奈川)

研究部長を一年間務めました、神奈川青税の石澤健太と申します。

まずは全青税研究部員の皆様、理事の皆様、各単位青税の会員の皆様のご協力を頂きましたこと、心より御礼申し上げます。

任期中に開催した部会は全てオンライン開催と、現地参集により顔を合わせた部会の開催ができなかったことは少し心残りですが、毎回の部会ではしっかりと部員の皆様にも参加いただき、活発な議論ができたこと、改めて感謝申し上げます。

研究部の所掌はシンポジウムの企画運営であり、今年度シンポジウムのテーマは『新時代に求められる税理士の役割』です。ICT技術が日進月歩で発達し、それをいかに使いこなすかが税理士業務に大きなウェイトを占める時代になりました。一方で、テクノロジーに依存するだけで、真に納税者の期待に応えられる業務ができるのか、納税者が税理士に求めているものは何なのか、といった私たちが税理士として立ち向かわなければならぬ一番の課題について、

各単位青税が論文を執筆しました。

全青税、各単位青税は研鑽と親睦を目的として活動しています。そのためシンポジウムは全青税がその目的を達成するためにも非常に重要な事業です。コロナ禍においてはフルスペックで開催することができない時期もありましたが、全国の仲間が参集して現地で発表をすることは大変に意義があることと感じます。ぜひこの有意義な活動が今後も継続されることを期待しています。



## 組織部

部長 高柳律彦  
(神奈川)

今年度富川会長のもと組織部長を務めました、神奈川青税の高柳律彦と申します。今年度の組織部では、事業計画に『会員数増加につながる活動』と『中四国地域の税理士及び青年税理士団体との交流を図る』を掲げました。昨年8月の就任早々に岡山にて岡山青年税理士連盟の会長経験者3名との意見交換及び懇談を、11月には税理士PR委員会と協力の上、香川に赴き香川県の税理士数名と懇談を行いました。また、岡山、香川で

交流をさせていただいた方々に本年3月に開催した香川理事会へのオブザーバー参加をしていただくことができ、理事会後の懇親会で全青税理事との交流機会を設けることができました。中国地方の青年税理士団体とはこれまでも交流を図ってまいりましたが、今回岡山青税の方々のお話を伺い、改めて団体としての全青税加盟はなかなかハードルが高いものなのだと感じました。そんな中、今年度交流をさせていただいた方々の中

で、数名ではありますが全青税に個人会員として入会いただけただことは、一歩前進したのではないかと考えています。組織活動は、一朝一夕に結果が出るものではなく、地道な活動が身を結ぶものだと考えております。

今後も各地の青年団体や税理士との交流を継続し、さらなる一歩を踏み出せることを祈念し退任のあいさつとさせていただきます。一年間ありがとうございました。



## 厚生部

部長 石 黒 翔

(岐 阜)

1年間厚生部長を務めさせていただきました、岐阜青税の石黒翔です。

厚生部の活動は、慶弔見舞金の手続、理事会後の懇親会の開催、全国大会の懇親会の運営でした。

長かったコロナ禍を経て今までどおりの懇親会がようやく開催されるようになってきました。あの時期を国民全員が経験し、それを機にオンライン会議というものが浸透したと思っています。会議の在り方というのは、コロナ禍で変わったことのトップ3に入るのではないで

しょうか？一方、懇親会はどうでしょう。私が知る懇親会というのは、出席率を上げるために声を掛け、乾杯の挨拶が長いと周りから囃し立てられ、締めめの挨拶を一本縮めて行うというものです。これはコロナ禍前後で変わっていないかと思います。コロナ禍を経ても変わらないということは、懇親会というものが、明治、大正、昭和、平成と激動の時代を生き抜いた諸先輩方が様々な研鑽をし令和につないできた一つの完成したものの、様式美を感じる伝統的なものであるということだと思います。

1年間懇親会の場でしか発言していない私ですが、皆様の温かい心遣いと大人な対応で無事この歴史ある業務を次の担当部長に引き継ぐことができそうです。

また、全国大会の懇親会については、この原稿を書いている時点では終わっていませんが、無事終わっている事を心から願っております。

最後になりますが、全国の会員の皆様、1年間厚生部の活動にご協力いただきありがとうございました。



## 法対策部

部長 高 橋 紀 充

(東 京)

今年度、法対策部長を務めました東京青税の高橋紀充です。私は数年前のコロナ禍の森岡執行部において総務部長を務めておりました。当時の法対策部長が、そうです、現在の富川会長です。あの頃は移動制限等もあり、会員同士、対面での深い議論が出来ないまま意見書を取り纏めなければならず、富川部長(当時)の苦労を身近に見ておりました。その後数年が経ち、移動制限こそ無くなりましたが、議題の進行、意見書を取り纏める苦労は尽きませんでした。しかし、その点が法対策部(若しくは全青税)の醍醐味かもしれません。法対策部員や理事からの意見を聞く度に、自

分では気づけない論点などが把握でき、自身の知識整理や物事の捉え方に深みが出ます。コンピューターの高度化に併せてその活用が叫ばれる今日で、人間の経験値の奥深さと議論を通じた仲間とのコミュニケーションの重要性を再確認致しました。

法対策部の具体的な活動報告につきましては、この後に記載しますのでここでは割愛致します。活動報告に記載した以外で印象に残っている出来事は、令和6年1月1日に起きた能登半島地震をうけ、4月7日、8日に有志5名で能登半島を視察したことです。震災から3ヵ月経過しているにも関わらず、例えば珠洲市では未だ上下水道のイ

ンフラが復旧しておらず、瓦礫撤去も間々ならない現実を目の当たりにしました。地元の商工会の方からは、雑損控除など利用できる手段について知識がないため、納税者が読んで理解できる分かり易い資料や解説があれば助かるといった切実な声を聞きました。復興再建には大変な時間を要する中で、税理士として何ができるのか、改めて考えさせられました。

青税活動をしていると、色々な人とのご縁に恵まれ、貴重な経験ができるとあらためて感じます。一年間ありがとうございました。



## 国際部

部長 宮 島 富久雄  
(名古屋)

今年度国際部長を務めさせていただきました宮島富久雄です。今年度の国際部は新型コロナウイルスの影響により中断していた韓国税務士考試会との交流事業がコロナ禍前のように戻り、昨年8月の全国大会後は10月に名古屋での勉強会を開催し、11月には考試会総会を訪問しました。勉強会は4年ぶりの開催となりましたが、全青税と考試会あわせて80名を超える会員の現地参加があり、大変有意義な時間を過ごすことが

できたのではないかと考えています。

また、年明けからは部内で移転価格税制を取り上げ、税制そのものだけではなく、ローカルファイルに関して、その考え方の特にグループ経営に対する有用性について議論しました。

このように国際部は普段の仕事ではなかなか経験することのできない経験ができる部です。その魅力を会員のみなさまにお伝えできたかは心もとないですが、これは部長を退任しても継

続して伝えていきたいと思いません。

最後になりますが、1年を通じて準備面で周囲の方々には大変力強く支えていただきました。お力添えがなければとても務まりませんでした。心より感謝申し上げます。この経験を次世代に引き継ぎ、今度は私が支えとなることが、支えてもらった私の務めであり恩返しであると感じています。1年間ありがとうございました。



## 広報部

部長 津 田 律 子  
(埼玉)

今期、広報部長を務めさせていただきました埼玉青税の津田律子です。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に変わり、以前以上に進化した全青税の活動を、ホームページや広報誌面で感じていただけましたでしょうか。

今年度の広報部の活動では、本紙を含む2回の広報誌発行の他、全青税のリーフレット刷新

を行いました。リーフレットはホームページに掲載されていますので、ぜひご活用ください。ホームページ運営委員会では、清本委員長がホームページの随時更新および全面https化の推進、Xでの全青税活動の周知に努めた他、税理士PR委員会では、江田委員長が大学での職業紹介セミナーを開催しました。セミナーの様子は別途活動報告がありますので、そちらをご覧ください。

広報部員、執行部の方々を始

め、多くの方にご助力、アドバイスをいただきながら何とか乗り切ることができそうです。今年度の広報活動が全青税の発展の一助となることを祈念しています。1年間ありがとうございました。



全青税リーフレット



# 日本税理士会連合会執行部との懇談会

令和5年12月13日（水）日本税理士会館

広報部長 津田 律子

令和5年12月13日水曜日、日本税理士会館において日本税理士会連合会（以下「日税連」）との懇談会が開催された。日税連からは太田会長、石原副会長、加藤専務理事、遠井専務理事、菱田専務理事、松井総務部長が出席された。

今年度のテーマは、税務行政のDX、インボイ

ス制度、受験資格、税理士に対する信頼向上の環境整備となった。

以下はその要旨である。字数の制限により要約・意識をしているところがある旨をご容赦いただきたい。

**太田会長：**日税連の新執行部での課題として、デジタル化対応がある。各税理士会、日税連で連携してデジタル相談室を立ち上げ、1人でも多くの会員に関心を持っていただけるよう環境整備を進めている。

税務行政のデジタル化についても、税理士の役割として関与先企業および納税者のデジタル化推進に積極的に対応していきたい。

多様な人材の確保の観点では、受験資格制度の見直しが行われ、先日の税理士試験発表においては受験者数が20%増加しうれしく思っている。一過性のものではなく継続



太田会長挨拶

して税理士にチャレンジしていただける環境をしっかりと作っていききたい。若者がチャレンジして魅力ある税理士業界ができるよう皆さんの意見をしっかりと聞いていきたい。

10月から施行されたインボイス制度については、現場で起こっている問題点の抽出中である。今後1年くらいかけて問題点を挙げて提言していく予定だ。

収受日付印の問題、電帳法の問題など多種多様な課題が山積しているが、今日は皆さんよりご意見をいただいて真摯に受け止めて次のステップアップにしたいと思っている。

**富川全青税会長（以下「富川」）：**本日は太田会長はじめ皆様お忙しい中懇談会を開催していただき感謝する。全青税では昨年度から税理士の仕事をPRする活動として、大学で懇談会を開催している。税理士の仕事をよく知らない若者も多いが、懇談後の反応



富川会長挨拶

では興味を持ってもらえており、将来のキャリアとして目指したいという声もある。

税理士は魅力があって将来性のある職業である。税理士という職業をもっとよりよいもの、未来につなげていけるものになりたい。この懇談会がその一助となればと思う。

## 1. 納税者の利便性と近時の税務行政のDXの方向性について

### ① 収受日付印、納付書と納税者目線

**安藤納税環境整備委員長（以下「安藤」）：**令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日



安藤委員長

付印の押なつ取りやめについては納税者の利便性のためではなく税務署等における文書紛失リスクを低減することが目的とのことだ。であればまずは文書を紛失するリスクについて十分に内部管理監督体制を見直すことが先である。代替として税務署提出時に写真撮影する案があるが、税務署へ行く必要があるため郵送提出者にとっては負担が増すのみであり、納税者サービスの低下でしかない。押なつ取りやめについて貴会より白紙撤回を求めるべきと考えるが、いかがか。

納付書の事前送付取りやめの件についても、当連盟では納税者サービスの低下でしかないと考えている。必要な場合は電話で依頼して取り寄せるとのことだが、特に繁忙期には電話が繋がりにくく、また、送付失念リスクも考えられるため、ホームページより納付書をダウンロード可能とするなど納税者利便に資する対応を求めるべきと考える。

**遠井専務理事：**DXの総論から話すと、前例のない急速なデジタル化が進められていると

感じられる。様々な面で納税者の利便が却って損なわれている部分があるため、去る8月24日に実施した国税庁幹部との協議会で、前例のない丁寧さをお願いした。日税連の意見を十分に聞いて頂くように、また、デジタル化についていけない納税者を1人も取り残さないよう最大限の配慮を頂くよう求め続けているところである。

各論について、收受日付印の押なつ取りやめの件は本年3月に令和6年4月開始の旨の周知依頼文が届いたが、早急すぎる旨を伝え令和7年1月から後ろ倒しにしてもらった。かなり懸念があるため各税理士会から出された意見を日税連でとりまとめて国税庁へ提出している。第一義的にはデジタル化推進であり、紛失リスク回避が主眼ではないことは理解いただきたい。国の施策のため撤回の要望までは難しく、できるだけ不利益がないよう納税者への丁寧な説明の他、收受日付印付申告書の提出先である銀行や保育園などへの説明を十分に行うよう求めている。

納付書についても問題意識は全青税と同一である。国税庁に限らず国の施策としてデジタル化が急すぎるのではないかと疑問を感じているため、国税庁以外の省庁にも意見を述べているところである。納付書のダウンロード対応については以前より庁へお願いしているが、日銀との関係でなかなか実現しない。

## ②財務諸表データのe-Tax送信での期限後申告取り扱いの変更について

**安藤：**e-Taxで期限内に送信した財務諸表データが文字コードエラーになり、訂正再送信が期限後となった場合、これまでは期限内申告として取り扱われていたところ、令和6年1月5日より期限後申告として取り扱われるとのことだ。これは税務行政のデジタル化を目指している国税庁の納税者サービスの低下でしかないと思うが、いかがか。

**遠井専務理事：**大きな問題のため庁に質問したところ、月に0~1件程度でレアケースのためご理解いただきたいとの回答だった。

**安藤：**レアケースであれば逆に対応できるのではないか。開始時期が急すぎる。デジタル化を標榜するのであれば、どこがエラーなのか分かりやすく情報提供する対応をしてもらえないか。

**遠井専務理事：**どういうものがエラーになっているのか情報をもらっている。

**石原副会長：**申告書本体ではなく添付書類である財務諸表の文字コードエラーのために申告が期限後となることはおかしいと言ったが、予算的に今から変えることが難しいとの回答であった。システム改修をするには根拠が必要。これまでは電話連絡で修正してもらっていたが、受信通知で記載するようシステム対応し

た。ただ、即時通知でないため利便性が悪く、それについても文句は言っている。ベンダーの対応がほぼできているため今回の対応に至ったとの説明を受けた。

富川：改修するのに費用がかかるのであればこのままでいいのでは。学生は「やりがい」「必要以上の義務を負わないこと」「儲かること」を重視している。

木下名古屋青年税理士連盟会長（以下「木下」）：今後、国税庁のシステムの仕様がかわってエラーが増えた場合の対策として期限内申告の取り扱いを残した方がお互いスピーディに対応ができ、国税庁もやりやすいのではないかと。

石原副会長：システム障害の際は、災害等による期限の延長を行うことになる。もしそのようなことがあったら日税連に連絡してくれたら対応しやすい。システム変更については改修内容が事前に伝えられる。

安藤：日税連も対応していることは理解した。急速なデジタル化は強引とも思っているが、そこについてはどのように感じているか。

遠井専務理事：国が進めているため国税庁はやらなくてはならない。それに対応して何でも受け入れるのではなく、急速すぎるということについてはついていけないということを申し入れている。

安藤：ベンダーと日税連での懇談会はあるか。

遠井専務理事：各单位会や支部とベンダーの協議会は全国で進められている。

安藤：デジタル化が強引に進められており、税理士が置かれて行かれているように感じる。日税連でも個々の税理士の意見を吸い上げてはどうか。

遠井専務理事：各支部、単位会で会員の意見集約をしていたら日税連で意見を取りまとめる。

### ③納税者権利憲章について

安藤：全青税では今年度新たに納税者権利憲章の制定を求めパンフレットを作成した。納税者権利憲章の制定について日税連としての進捗状況をお聞かせいただきたい。

菱田専務理事：憲章が制定されると、税理士会の規約や我々の業務もそれに併せて大幅に変わるため、国から税理士法、憲法を含めてガイドラインが出たら検証する、というスタンスで待っている。積極的にこちらから出すということも必要かもしれないが、そこまでしていない。確固たるゴールはないが、頭の中にはある。

## 2. インボイス制度、消費税および税制全体の今後について

### ①インボイス制度

濱田税制対策委員長（以下「濱



濱田委員長

田)：我々はインボイス制度については中立、簡素の原則に大きく反しているものとして反対の立場をとっている。インボイス制度について、納税者の理解と納得を得られている税制だと考えているか、廃止すべきとの考えはもっていないか、廃止できないとすると、事務負担軽減の具体的な意見はないか、ご意見を伺いたい。

インボイス制度は真面目に対応すると事務負担が大きいが、国税庁の答弁では調査で細かいところは見ないともあり、記帳実務のモラル低下につながるものが危惧される。

加藤専務理事：基本的な考え方は変わっておらず、事務負担がかかることに怒りがある。導入前は反対していたが、入ってしまった以上は対応するしかないため経過措置や事務軽減にシフトした。経過措置の恒久化も申し入れ中。制度開始後の課題の洗い出しを業務対策部中心に実施中であり、とりまとめて来年以降の税制改正建議の内容に反映予定だ。

急激なDXの推進の意味の

一つに行政事務の効率化があるが、その分民間の業務負担増の懸念がある。大きなベクトルは変わらないのでお互いにいい方向に進むよう意見している。

11月30日に事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議が立ち上がった。これは全省庁の審議官クラスが集まった会議であり、事業者のデジタル化が一層推進される中、税務を起点とした社会のDXを税理士が支援していかなければならない。

BtoB、BtoCに加えてBtoGに関するデジタル化が進んでいくことは間違いがない。それについてどれだけ税理士が関与して事業者をサポートできるかは日税連、全青税ともに共通してやっていかなければならないところだ。

**濱田：**具体的な提言はこれからということだと思うが、例えば売上高に関わらず全事業者に対する少額取引の事務負担軽減の要望はあげているか。

**加藤専務理事：**ETCは要望をあげて実現した。少額取引については、大会社は経理体制が強いことに加え、1万円以下の取引が課税売上高1億円以下の会社に集中しているという実態を踏まえ現在の線引きがあるとのことだ。今後それが増えるかどうか今は分からない。

## ②消費税率について

**濱田：**消費税率は低減すべきであり、公平性の観点から応能負担の原則を重視すべきとい

うのが全青税の強い考えである。消費税は応能負担の原則に反し、また簡素の観点からも、特にインボイス導入後は反している。日税連の建議書では税率についての言及はないが、消費税法が公平な税負担や適正な事務負担その他の税制に対する基本的な視点から見て適切な税法であると考えているのか。また、消費税率を下げるべきという議論をしているか。

**加藤専務理事：**税率については消費税だけの問題でなく、税体系全体の話になるため、消費税のみを取り上げて議論するわけにいかない。軽減税率は弱者の救済には寄与しておらず、そこは税でなく他で手当すべき話である。消費税は簡素という意味において単一税率とした方がいい。税率については消費税率を下げるとその分を何で埋めるかという話になる。

**濱田：**現状、税収全体に占める間接税の割合が高くなっており、消費税が税収の約3割を占めているが、これが適切な割合だと議論されているのか。

**菱田専務理事：**消費税は税の本質から外れているためいらな

**富川：**消費税自体がいらな

い議論になると思う。

**石原副会長：**消費税の税率アップのときに社会保障の福祉にあてるということだったが、そこを上げないということは社会保障を減らすという趣旨なのか。

**濱田：**消費税だけが財源ではない。我々は応能負担の原則を評価して、所得税や法人税を強化すべきと考えている。金融所得課税など他の課税で賄うべきと考えている。

**石原副会長：**建議書に対する意見などあればほしい。税制全体や国の財政の話などに広がり、税務行政や税制に対する建議権からかけ離れてしまうと学者がものを言っているような話になって政治家が相手にしない。建議書を踏まえて言ってもらったほうが、その意見を踏まえて検討できるためそのような意見をどんどんほしい。

## ③所得税について

**濱田：**政府が高校生までの扶養控除の縮小を検討しているということだが、我々は縮小すべきでないと考えている。日税連ではどのように考えているか。

**加藤専務理事：**内容を承知していないため答えられない。

**濱田：**生命保険料控除の変更の話なども出ているが日税連に事前に連絡は来ないのか。

**石原副会長：**来るとすれば税政

連である。

**濱田**：急な税制改正がある場合は、何らかの形で意見を言える機会があるのか。

**菱田専務理事**：大綱が出る前にマスコミにリークがあるが、正式発表ではないので日税連としては対応することはできない。

**石原副会長**：税政連が活動の中で意見交換の場を作ったり、後援会を持ち直接議員の先生に話をする場面を作っている。そういった税政連の役割を理解して若い先生に伝えてあげてほしい。そこで情報が少し取れたりしている。中には意見を求められる人もいるだろう。

#### ④金融所得課税について

**濱田**：応能負担の原則より、金融所得については統一した分離課税を新設したうえで、累進税率を適用すべきであるという意見を全青税では検討中である。日税連の建議書では金融所得課税についての言及はないが何か考えはあるか。

**加藤専務理事**：税制改正建議は絞りに絞っているものを出している。金融所得課税についても検討していると思うが、最終に残らなかったものと思われる。

#### ⑤電子帳簿保存法について

**濱田**：もっと簡素化すべきであるなど、現状の改善は検討しているか。

**加藤専務理事**：申し入れはしている。不安を煽るようなベンダーの宣伝については強く言っている。電帳法は選択制であることをきちり伝えていくよう会員にアピールするようにしている。今月の理事会で国税庁が新たな施策を説明に来ることになっており、来年1月に向けての対応は着々と進んでいる。

### 3. 多様な人材確保に向けた受験資格（税法科目）について

**山口税理士制度対策委員長（以下「山口」）**：今年、令和4年度の税理士法改正での税理士試験受験資格要件緩和後初めての試験で、令和4年度より4,040人受験者数が増えており、中でも25歳以下の受験者数が2,094人増加している。これらの結果は日税連として想定されていた通り、期待していた通りの結果だったか。



山口委員長

**菱田専務理事**：想定値はなかったが、2割くらい増えるというと考えていた。今回の増加が受験資格要件緩和にあったかどうかは分からないが、受

験者数増加にはほっとしている。

**山口**：今の試験制度では、高校在学中や高校卒業後大学3年生までは、日商簿記検定1級等に合格しなければ税法科目に進めない。また、専門学校や短大を卒業して社会に出た後、セカンドキャリアとして税理士を目指そうとなった時に会計科目で受験がストップしてしまうことが考えられる。多様な人材確保の観点からも、会計科目から税法科目まで安心してチャレンジできる制度の必要性を感じている。税法科目の受験資格要件緩和について、日税連の中での議論の状況を伺いたい。

**菱田専務理事**：今回の改正の影響を見ているところで税法科目についての議論はしていない。すぐに税法科目まで緩めることには抵抗を感じており、入り口の要件を緩和することで若い人にこの世界を知ってもらうということをまずは進めている。

**石原副会長**：大学在学中の受験者数が49.6%増えたということはファーストタッチを早くするという今回の目的がある程度影響したと分析できる。受験資格要件となる履修科目を社会科学に拡大したことは理系の人も受験できるようになったと理解してもいい。今回の改正はファーストキャリアとして税理士を目指してもらう目的であった。今後、税法科目の受験者数が増えなければ問題だ。試験制度について

ては国税庁の人事官とも具体的に話し合っただけで検討した。合格発表を11月末にしたことも施策の一つである。徐々に良くなっていく。また意見を出してほしい。

山口：「簿記論・財務諸表論に合格してビッグ4に行こう」という専門学校のアピールもある。そういった流れができると若いうち税理士が会務に触れる機会もないことが懸念されるのではないかと。

菱田専務理事：ビッグ4に入ったから例会にでない、という考え方を持つと却って距離を作ってしまう。全国でも大規模法人に対して有給休暇取得や勤務時間内の例会参加の働きかけを行っている支部がある。ビッグ4に入って税理士が増えることはよい。魅力あることをして、その人たちが例会に行きたいといえる税理士会にしていくことがいい。

山口：受験科目統合など資格要件以外に議論していることがあるか。

菱田専務理事：試験内容については見直しの協議に着手している。

#### 4. 税理士に対する信頼の向上を図るためのさらなる環境整備について

富川：最近、ニセ税理士事例に遭遇した。前任が引退することによって引き継いだ顧問先だが、消費税の届出が適切に提

出されていなかったため資金繰りに問題が生じ、事業計画が頓挫するなど納税者が不利益を受けた。その前任はニセ税理士であり、届出の不備の他、過去の申告内容も怪しい状態であった。

このような状況が普通にあると、これから税理士を目指そうとしている人や納税者に対する税理士の印象が悪くなる。このような被害があった場合に納税者はどこに訴えていくべきかがすぐに分かるような体制がとれないか。SNS上にFPの個別税務相談の受託や勤務税理士自身による申告受任を普通に謳っているが、これを見つけてもどこに訴えていけばいいのかが分からない。こういったことに対する施策やそれを広めようとしているのかを伺いたい。

菱田専務理事：ニセ税理士は刑事事案のため警察の捜査二課へ情報提供することになる。

石原副会長：事案があれば綱紀監察部へ報告してほしい。監察での調査を行った上、調査権限を有する国税局へ事案提起する。被害にあった人には損害賠償請求をするよう教えてあげてほしい。

富川：会社設立の際にニセ税理士の紹介を受けているケースもあり、どんどん増えていく。FPがセミナー開催の上、個別相談にも応じている。

菱田専務理事：各単位会から税理士法抵触の注意喚起の文書を出したことはある。

富川会長：周知を納税者にわかりやすくしてほしい。

松井総務部長：意見参考にして検討する。

山口：日税連ホームページの「税理士の専門家責任を実現するための100の提案」の中に「ニセ税理士等情報連絡せん」があるが、あまり認知されていない様子だ。周知はしているか。

加藤専務理事：各単位会の綱紀監察部へ周知依頼をする。

石原副会長：「100の提案」はすべて見直し、資料集もいいものが揃っているためぜひ活用してほしい。ホームページのトップページに掲載している他、会報誌でも案内しているが、なかなか見ていただけない。周知の良い方法はないか。

木下：見たい資料が探しやすいと良いと思う。国税庁のふたばちゃん的なAIツールを導入してはどうか。

加藤専務理事：いい提案なので検討する。予算確保が必要。

#### 5. 最後に

太田会長：日税連では多様性活躍推進委員会を設置している。女性や若い人にも税理士会の会務にチャレンジしてほしい。

# 2023 韓国税務士考試会との勉強会 in 名古屋

国際部長 宮島 富久雄

令和5年10月14日、名古屋のウインクあいちにて韓国税務士考試会との勉強会が開催されました。考試会との勉強会は新型コロナウイルスの影響により令和元年の韓国開催を最後に中断されており、今回4年ぶりの開催となりました。日本での開催となると平成30年の京都以来となります。

そのような久しぶりの開催となった今回の勉強会テーマは「社会の変化における税理士・税務士の事務所経営」です。少子高齢化、新型コロナを経た社会の変化、デジタル化の波、様々な変化が社会で起こっている中、税理士の事務所経営は今どのようなになっているのか、またこれからどうなっていくのかを考える機会になれば、との思いから選ばれたテーマでした。

準備は私の段取りが悪くドタバタしましたが、開催日の10日ほど前には、Web会議で考試会と当日の進行について打合せを行い、部員の方々をはじめ周囲に助けられながら何とか当日を迎えることができました。

当日は、会場に全青税63名、考試会からは23名の参加があり総勢80名を超える参加者が集まりました（別途Web参加14名）。会場の席はほぼ満席となり、両国の専門家と交流するという

非日常に対する高揚感と熱気に包まれつつ、日韓それぞれの発表と質疑応答が行われました。

私は緊張の連続でこの時間を楽しむ余裕はありませんでしたが、考試会の発表には、興味深い内容がいくつか盛り込まれていました。例えば韓国税務士会が会計プログラムを所有し運営することでライバル会社の寡占により生じかねない弊害を防いでいる点は日本にはない取り組みであり、プラットフォーム事業者による専門家サービスの登場は、日本でも起きないとは限らない事象であると感じました。また、最も驚かされたのは、韓国では事業者のほぼすべての取引資料が国税庁ホームページに集約され、税務士事務所はここから必要な売上・買入資料を会計プログラムに自動取得するという点です。電子化が進む韓国では、国税庁に多くの取引情報が集まり取引の透明化と効率化を図っています。しかし一方で個人情報の取り扱い



に対する懸念はあり、今後の日本のデジタル化の進展を考える上では、大変参考になるものでした。

勉強会終了後は場所を移して懇親会が行われました。言葉の壁はあるものの、会場のあちこちで片言の英語で話したり翻訳アプリを使ったり、最後は身振り手振りでコミュニケーションを取る姿が見られました。とても盛り上がっていて楽しい時間が過ごせたように思います。

勉強会は他国の制度を知ることに加え、多くの考試会の方とも交流できる貴重な機会です。次年度以降もさらに多くの方にご参加いただき、この貴重な時間を共にしたいと思います。今後とも勉強会へのご参加をお待ちしています。



# 韓国税務士考試会定期總會出席報告

国際部長 宮島 富久雄

令和5年11月17日、韓国の光州にて韓国税務士考試会の第53回定期總會が開催されました。全青税からは富川会長、阿部総務部長、高橋法対策部長、全国大会実行委員の酒井哲也会員（埼玉）、国際部の合間篤史会員（千葉）、そして国際部長の宮島計6名が来賓として参加しました。

光州は韓国の南西にある地方都市で、ソウルからは飛行機で1時間ぐらいの場所にありません。總會前日に金浦空港に到着すると、考試会の方にお出迎えいただき、空港で軽く昼食を食べてのち、国内線に乗りかえ光州に向かいました。光州に到着後は、夕食会場でイ・ソクチョン会長と再会し、また光州の考試会会長にもお会いするなどたくさんの方々に歓迎していただきました。

翌日は總會が夕方からのため、朝から昼過ぎにかけてタミョンという場所を案内してもらいました。映画やドラマの撮影にも使われるというメタセコイア並木をゆっくりと、美しい情景を独占するように皆で横に広がって歩き、穏やかでゆったりとした時間を過ごしました。

その後はホテルに戻りいよいよ總會の始まりです。参加者は最初から円卓のテーブルに座り、日本とは違って、会長がほとんど議事を進行させていきました。議案に質問が出ること



はなく、終盤には表彰が行われ、厳粛な中にも和やかな雰囲気がありました。この間に、我々が富川会長は来賓挨拶で韓国語を交えながらスピーチを行いました。韓国語の部分では、笑いを取るところはしっかり笑いを取り、締めるところはビシッと締めて拍手喝采を受けていました。正直、直前まで大丈夫だろうかと心配していましたが、さすが我々が会長でした！總會後はそのままの席で懇親会が始まり、間断なく行われる余興では全青税メンバーも代わる代わる壇上に上がってミニゲームを行い大いに笑わせてもらいました。ホテルでの懇親会が終わると場所を移して二次会へ。二次会の途中には、雪がちらつき（光州での初雪だったようです）、總會後の解放感もあってか考試会のみなさんは外に出てはしゃいでいました。私も外の雪を眺めつつ、現地で初めてお会いした方々との交流を楽しんでいました。

最終日となる3日目は光州から高速鉄道に乗ってソウルに戻り、イ会長の事務所見学をさせていただきました。会長の事務所は大きなビルの中に入居しているそれは立派な事務所で驚きましたが、ここでは先の勉強会で考試会が報告した国税庁ホームページ上でのデータの自動取得を実際に見せてもらい、勉強会の内容を補足していただきました。

こうして3日間の韓国滞在を終え、無事帰国の途に着きました。翌日は早速東京理事会というハードなスケジュールでしたが、大変思い出深い3日間となったことは、訪韓メンバー共通の思いであったように感じています。





## 税理士 PR 委員会活動

## 税理士職業紹介セミナー報告

税理士 PR 委員長 江田 佳銘子

昨年度の山田執行部より始動した税理士 PR 委員会は、2年目を迎え、大学3校へ職業紹介セミナーを実施することができました。その内容についてご報告させていただきます。

第1回目は、令和5年11月13日に香川大学法学部「租税法I」青木丈教授の講義内で行いました。コーディネーターは高橋法対策部長、パネリストとして富川会長、高柳組織部長、江田、そして取材として清本敏弘ホームページ運営委員長が参加いたしました。

香川大学での開催は、昨年度からの依頼により開催することができました。当日は92名の参加があり、全青税側の説明では、資格取得の方法についての話に興味を持っていただくことができました。また当日は「Live! アンケート」(bravesoft 株)のツールを用いて質問をしていたところ、たくさんの質問をいただき、税理士という職業についてより興味を持っていただくことができたと思います。

第2回目は、令和5年11月23日に立命館大学法学部にて近畿青税京都支部（以下「京都支部」）との共催として行いました。コーディネーターは伊庭健裕会員（京都支部）、パネリストとして富川会長、廣瀬翼京都支部長、大橋裕幸会員（京都支部）、取材として江田が参加いたしました。昨年度に引き続き2回目の開催となりましたが、今回は参加者30名を4つのグループに分け、税理士と質疑応答の時間をとりました。参加した学生からは、税理士という職業に希望が持てた、また税理士が身近に感じられたという感想などをいただきました。

第3回目は、令和6年1月10日に國學院大学法学部の授業内で行いました。こちらも昨年に引き続きの開催となり、コーディネーター（兼先生）は高橋法対策部長、パネリストとして富川会長、阿部総務部長、高柳組織部長、そして江田が参加いたしました。内容は前回と同様に、自己紹介や税理士についての説明をして質問をし

ていただく形でしたが、こちらも香川大学での開催と同様に質問が多数あり、それに答える形で色々話をすることができました。

全体を通じて、学生さんからは、感想文や実際の対話にてフィードバックしていただき、参加した税理士にとって有意義な時間となりました。今年度は残り1回開催を検討していましたが予定の調整がとれず、やむなく次年度に引継がせていただくこととなりました。ということで次年度もこのPRは続くことですので、会員の皆様で、もし、大学やそれ以外でも開催できる場所をご存じの方がいらっしゃれば、次年度の担当者までお知らせいただければ幸いです。最後になりましたが、ご協力いただきました大学関係者、参加いただいた会員（特に毎回参加いただいた富川会長）、この場を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。



# 国会陳情報告

法対策部長 高橋紀充

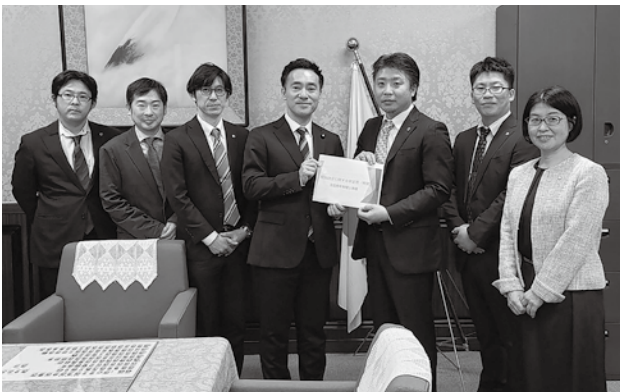
全青税では、我々青年税理士の声を国に届けるべく、毎年国会議員への陳情活動を行っています。

今回は、税の3原則である公

平、中立、簡素と逆行している「インボイス制度」や「源泉徴収制度を用いた所得税定額減税」を中心に、納税者が強いられている事務負担の現状や問題

点を訴えるため、令和6年4月4日に矢倉克夫財務副大臣、末松義規衆議院議員、田村貴昭衆議院議員ら3名の国会議員へ陳情に行き参りました。

- ・ 矢倉 克夫 財務副大臣・参議院議員（公明党・埼玉）
- ・ 末松 義規 衆議院議員（立憲民主党・東京）
- ・ 田村 貴昭 衆議院議員（日本共産党・比例九州）



矢倉克夫 財務副大臣・参議院議員（公明党・埼玉）



末松義規 衆議院議員（立憲民主党・東京）

陳情内容として、まずインボイス制度については、制度開始後初めての個人確定申告を終えた時期でしたので、インボイス制度により納税者（税理士）は適格請求書の確認作業や特例適用の有無など、明らかに事務負担が増え、制度の複雑さも相まって確定申告が例年にない煩雑なものであった旨を報告致しました。また、令和5年分の個人消費税申告がインボイス制度開始から3ヶ月（令和5年10月開始）であった点を踏まえ、令和6年分以降の確定申告においては、特例措置があったとしても、特にインボイス制度を機に課税事業者になった納税額は

非常に大きくなる旨を訴えて参りました。さらに、顧問先の中には当初、取引先からは登録番号の有無に関わらず取引を継続すると言われていたにも関わらず、少しずつ仕事を減らされている現状や、登録番号を有しない取引先に発注する発注側の税負担増についても報告致しました。

また、源泉徴収制度を用いた給与等の所得税定額減税については、法案が可決される前から制度周知を行う手法や、本来国家が行うべき減税事務について安易に源泉徴収制度を用いることで源泉徴収義務者がその事務負担を強いられていることを国

民主権の観点や源泉徴収制度の趣旨から問題である旨を訴えて参りました。

田村議員、末松議員の両議員は、消費税法について理解が深くインボイス制度には強く反対されています。また、矢倉財務副大臣はインボイス制度や定額減税について私たちが訴えた内容に耳を傾けていただき、現状を注視しながら引き続き対応を検討するとおっしゃっていただきました。

税の3原則である公平、中立、簡素を蔑ろにする税制は導入すべきでないと思っております。

## 法対策部より活動報告

法対策部長 高橋紀充 (東京)



### 1. はじめに

今年度の法対策部は、税理士制度対策委員会（委員長：山口裕己会員／埼玉）、税制対策委員会（委員長：濱田誠二会員／近畿）及び納税環境整備委員会（委員長：安藤克哉会員／東京）、インボイス制度特別委員会（委員長：山田隆一会員／近畿）の4つの委員会を設けて、主に「信頼確保に向けた税理士法の検討」「あるべき租税制度の確立」「滞納、換価手続きにおける納税者の権利擁護」「インボイス制度開始前後における積極的な対外発信」について議論や意見書提出などの活動を行いました。

ここでは、原稿執筆時点までこの1年を通じて行った活動について、私見も交えて報告させていただきます。

なお原稿執筆時点において、提出を検討し法対策部会において議論しているものがありますが、議論の上、理事会の承認を得ることができ、提出が叶いましたら提出した意見書として全青税 HP および議案書に掲載されていますので、そちらをご確認いただければ幸いです。

### 2. インボイス制度に対する反対声明

インボイス制度が開始される

前に、従来から当連盟が主張しているインボイス制度に関する問題点をあらためて広く国民に知ってもらうため、令和5年9月1日付にて「インボイス制度に対する反対声明」を全青税 HP にて公開した。

また、9月14日に青年法律家協会弁護士学者合同部会及び全国青年司法書士協議会と共同で「『弁護士・税理士・司法書士』青年3士業団体がインボイス制度の廃止を求める緊急記者会見」を衆議院第一議員会館にて行い、多数の新聞記者等を通じて、前出の反対声明と併せてインボイス制度の問題点を訴えた。

当連盟の意見書等は日税連や国税庁に提出することが多いが、インボイス制度が広く国民に影響する事柄であることから、対外メディアを通じて訴える活動を行った。メディアを通じた反響の大きさを考えると、一定程度の成果があったものと思う。

### 3. 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しの件に関する反対意見

税務行政のデジタル・トランスフォーメーションが声高に叫ばれている中、国税庁より令和7年1月より申告書等控えへ收受日付印の押なつを行わない旨

が令和5年9月の日税連理事会で公表された。令和5年6月頃に、すでに一度国税庁はこの收受日付印の押なつを行わないことに関し、令和6年4月以降実施とする内容で公表していたが、周知期間が短いなど反対があり、今般、開始時期を令和7年1月に延期した上での周知依頼となった。

スマートフォンの普及が進み、e-Tax 導入から約20年経つとはいえ、個人の確定申告や各種届出等は未だ紙媒体で提出する納税者も多くいる中で、特にデジタル機器に不慣れな高齢者等への配慮なく、一方的に紙媒体から電子化へ移行するやり方は納税者に不便を強いるものとなるため、11月28日に国税庁及び日税連へ意見書を提出した。

### 4. 納付書の事前送付取りやめに対する要望書

上記3と併せて、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの一環で、納付もデジタル化するといういわゆるキャッシュレス納付推進のため、令和6年5月以降は電子申告をした法人等一定の納税者に対しては納付書を事前送付しない旨が公表されていた。令和5年7月3日に当連盟は抗議文や要望書を国税庁、日税連に提出していたが、

令和5年9月の日税連理事会において、国税庁より納付書が必要な場合は所轄税務署へ電話があれば郵送する旨の説明がされたため、あらためて当連盟として納付書の事前送付について要望書を11月28日に国税庁及び日税連へ提出した。

## 5. 財務諸表データに「e-Taxで使用できない文字」が含まれていた場合の期限後申告扱いに関する要望書

令和5年10月25日付にて国税庁から「財務諸表データにe-Taxで使用できない文字が含まれていた場合、令和6年1月5日（金）以降は、他の条件により正常に受付できなかった場合と同様に期限後申告として取り扱う」旨が公表された。申告書そのものに何ら問題がなく、添付書類である財務諸表が受信側のシステム不備により申告そのものを期限後とする取り扱いが申告納税制度の趣旨から合理性がないと考え、従来通り期限内申告として取り扱うよう、12月11日に国税庁へ要望書を提出した。

## 6. 近時の税務行政のDXと納税者の利便性に関する意見書

昨年度から国税庁が相次ぎ公表している収受日付印押なつ見直しの件、納付書事前送付取りやめの件など、従来の紙媒体の取扱いを拙速に廃止する動きが加速していることに懸念し、令和5年12月11日に日税連へ拙速なデジタル化について、納税者の利便に資するものなのか、申告納税制度の趣旨に反しない

か常に念頭に置いて、納税者のために施策が行われるよう国税庁に要望してほしい旨の意見書を提出した。

## 7. 日本税理士会連合会との懇談会

令和5年12月13日、日税連会館において、日税連執行部との懇談会を開催した。開催決定後は、懇談会当日を含め合計4回の事前打ち合わせを行い質問内容について検討するとともに、当日の最終打合せにおいて、各委員長のみならず、その場で何か意見があれば遠慮なく伝えるということを確認し、懇談会に臨んだ。

日税連会長には8月から太田直樹会長が就任されており、神津信一前会長の頃とは違う雰囲気の中で懇談会が行われた。当日、藤原日税連担当委員長が体調不良により急遽不参加となり、昨年度の法対策部長時代に続き2年連続出席が叶わず、大変悔しい思いをされていた。

懇談内容については、本誌の日税連懇談会の記録をご覧ください。

## 8. 税制改正に関する要望書

令和6年2月19日、日税連に令和7年（2025年）度税制改正に関する要望書を提出した。要望書は濱田委員長を中心に、昨年9月の法対策部会から具体的な議論をはじめた。年明け早々に行った拡大法対策部会を含め、9月から1月までの部会において議論を重ねた。また、理事会において幾度も協議を重ね、広く意見を求め、部員以外からの意見も踏まえたうえで検

討を重ねた。今年度は、医療費控除など賛否が拮抗し一つの意見に集約することが極めて困難な要望項目については、次年度以降でさらに議論を深めたうえで提出することとし、2月の理事会で無事に審議承認され、提出へと至った。

当連盟の税制改正要望書は、主権者である国民が納得できる租税制度の実現を目指し、公平、中立、簡素であることを軸に据え、新規項目や従来からの要望項目に対して多様な意見を取り入れながら、よりよい要望書となるよう毎年少しずつ変更している。議論の過程において、意見をする者の考え方の背景が先に述べた要望書の軸に沿わない場合、部員や理事同士の議論はかみ合わないものとなる。従前からの要望内容を変えないことを是とする必要は全くないが、仮に変えるのであれば、その寄るべき根拠についても国民が納得するようなものでなければいけない。

## 9. 源泉徴収制度を用いた給与等の所得税定額減税方法に対する反対意見書

令和5年10月に岸田首相が表明した減税について、令和6年度税制改正大綱に定額減税の内容が記載された。この定額減税について、令和6年6月実施までに時間的猶予がないことから、法案審議前から行政主導でリーフレット等を作成し国民に周知する国会軽視の懸念や、源泉徴収制度を用いて減税を実施すれば源泉徴収義務者の事務負担や費用負担が過度になることを懸念し、令和6年3月25日に財務大臣へ意見書を提出し

た。

## 10. 国会議員への陳情活動

令和6年4月4日、国会議員への陳情活動を行った。今回はインボイス制度開始後、そして定額減税に関する法案が通過した後であったことを踏まえ、税の3原則である公平、中立、簡素の観点から、インボイス制度や定額減税、特に給与所得者に係る定額減税の手法について、現場の声を届けるべく、理事や部員から意見聴取した資料や当連盟の意見書とともに陳情した。インボイス制度について事業者の切実な声はすでに国会議員にも届いているようであったが、やはり私たち税理士が専門家として日頃行っている計算等の事務を踏まえて訴えることは非常に有益であり、当連盟としての活動の醍醐味であると感じた。

## 11. おわりに

上記以外に、法対策部は理事会において内閣府税制調査会等の会議情報や資料を提示して報告しています。あくまで私見ですが、政府は国民からの反対がなければ粛々と当初決めた政策を進めていくと思っていますので、特に税務の専門家である私たちがいち早く情報を把握し、意見することが大切だとの考えゆえ、今年度もできるだけ多くの情報や資料を提示致しました。

毎月の法対策部会では、例年通り毎回時間が足りないという状況でしたので、山口委員長、濱田委員長、安藤委員長には特にご苦勞をかけたと思います。この3委員長のお陰で、今年度も税制改正要望書をはじめ、各種の成果物、意見書等を作成することができました。

また、部員の皆様には、昼食

のために外出すれば正味10分程度の食事時間、遠方の開催地では弁当と、折角の休憩時間まで削ってしまい申し訳ない気持ちです。

私自身は弁当発注を失念する夢を見て冷や汗をかいたこともありましたが、富川会長はじめ3委員長、そして部員の皆様が支えて下さったおかげで、法対策部長としてこの1年を乗り切ることができました。

法対策部の活動にご協力いただいたすべての皆様に深く感謝を申し上げ、結びの報告とさせていただきます。

今年度、法対策部では全青税会員及び納税者向けのリーフレットを作成しました。ぜひご活用ください↓



【滞納処分チェックリスト】  
【こんなことしたらどうなる？税理士法】  
【納税者権利憲章の制定を】

# 能登半島地震被災地視察報告

会長 富川和將

令和6年1月1日に発生した能登半島地震からこの原稿を書いている時点において約5ヶ月が経過しました。今もなお被災地では仮設住宅にも移ることができず避難所生活を余儀なくされている方が多くいらっしゃいます。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

全青税では被災をされた方々に何が出来るのかを知るために、まずは被災地に入り、本当に必要なことは何かを知ろうと思ひ、現地視察に行くことを決めました。

各方面に連絡をとり、前日までその手配で右往左往しましたが何とか無事現地へ行く段取りを整え視察へ。視察は4月7日から8日にかけて2日間、参加者は私、富川をはじめ、阿部圭子会員（東京）、高橋紀充会員（東京）、高柳律彦会員（神奈川）、藤原功子会員（近畿）の5名。

## 4月7日（日）

10時に金沢駅に到着後、駅前レンタカーに乗り込み七尾

市へ。七尾市には高橋会員のご友人で七尾市で税理士として活躍されている金山様と合流。金山様の案内により七尾市～志賀町、和倉温泉などを視察しました。被害が比較的少ないと聞いていたのですが、志賀町では家屋が所々倒壊し、車が家屋の下敷きになり潰れたままだったり、倒壊した家屋が道路に横たわっていたりと、未だに撤去されないまま放置されていました。和倉温泉ではホテルや旅館が建物の真ん中から割れ、その片方が倒れかけているものがあったり、建物の壁が剥がれ落ちていたり、道路はコンクリートがめくれ上がり、地割れがおきていたり撤去や取壊しなどすら進んでおらず、被害にあったそのままの状態で見捨てられている街並みを見て言葉になりませんでした。

## 4月8日（月）

6時にホテルをチェックアウトした後、レンタカーで珠洲市にある珠洲商工会議所へ向かい

ました。道中の高速道路は山が崩れたことに伴い、道路全体が崩れ落ちていたり、片側が崩れ落ちていたり、コンクリートが剥がれ土だけになっていたという状況でした。そのため金沢から能登へ行くには高速道路が1本あるのですが、それは能登へ行くだけの片側通行となり、帰りは県道や市道などを使い金沢へ戻ることとなります。

10時前に珠洲商工会議所へ到着。珠洲市は町全体で家屋の倒壊や電信柱の倒壊、道路の陥没などひどい状態でした。また珠洲商工会議所付近は津波もあったようで、車の上に車が乗っていたり、信号が倒れかけたまま点灯していたり、大型のスーパーが入り口から倒壊していました。（※）

11時に、珠洲市でも特に被害の大きかった宝立地区へ向かいました。宝立地区は地震と津波によりほとんどの家屋が倒壊しており、辺り一面瓦礫の山となっていました。ここでは、宝立小中学校へ行き、被災者の方



家屋の下敷きになった車



倒れかけたままの信号機



宝立地区

へ炊き出しの手伝いを行いました。少しでもたくさん食べていただき、元気になって欲しいと思ひ多めにご飯をよそうのですが、被災所に避難されている方はお年寄りの方が多く、ご飯は少な目が良いという方が多くいらっっしゃいます。お年寄りの方が多く避難所生活をされていることに心を痛めました。避難所では自衛隊がお風呂を出していたり、市や企業が移動式トイレや移動式コインランドリー、移動式ワークスペースやキッチンカーを提供していたりと、多くの支援がされていました。しかし未だに珠洲市では水道の復旧

率が10%程度と低く、生活するにはまだまだ復興は遠い感じでした。

15時に志賀町にある富来商工会議所へ到着しました。付近は倒壊している家屋もそこまではなく、たまに倒壊したまま放置されているという感じでした。ただ少し前まではその富来商工会議所自体も避難場所となっていたため、避難者の方が寝泊まりをしていたようです。

今回は2日間に渡り被災地を視察させていただき、被災地支援と税理士について考えました。そして分かったことは、無

料税務相談などは復興が進んでからでしか意味がないということ、震災が発生し3ヶ月が経過しましたが被災地の方はまだ生きていくことで精一杯な状況であること、さらに例え要望があったとしても無料相談会を開催する場所がないということです。また震災や津波の被害を受けると帳簿や証憑類が無くなってしまうこと。このような状態で申告しようにもどうすればいいのか分からないとのことでした。その中で今後我々税理士が出来ることとすれば、このような特殊な状況における場合の税務対応マニュアルの様な分かりやすいものを作成し、被災地で活用していただく、このようなことではないのかと思います。(※) 今回の被災地視察を理事会で報告した際の資料は議案書へ、珠洲商工会議所・富来商工会議所でのやり取りは議事録が全青税のホームページに掲載されていますので、是非ご覧下さい。

### 能登半島地震募金ご協力のお礼

全青税より、能登半島地震募金ご協力をお願いをいたしましたところ、多数の会員のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年5月10日までに1,238,495円の募金を頂き、同日において全額を石川県へ送金致しました。

またご案内にも記載しました通り、渋谷税務署と確認を取りつつ、寄附金控除の対象とさせていただいております。寄附金控除の適用を受ける方は確定申告の際お忘れの無いようご注意ください。

### 能登半島地震対策特別委員会設置のご報告

令和6年2月10日に行われました第9回千葉理事会において、能登半島地震対策特別委員会の設置をいたしました。今年度における活動としては募金のお願ひ、被災地視察及び支援、被災地を視察したからこそ気付けた収受印押捺や消費税等の更なる特例措置の要望の意見書・要望書の提出を行いました。

今後については、被災地の状況に応じて、また全国三青会とも協力をし、更なる活動を検討して参ります。

## 2024 年全国青年税理士連盟 研究論文集のご案内 【新時代に求められる税理士の役割】

○シンポジウム論文集は全国青税ホームページからダウンロードすることができます。



### 【論文集のダウンロードの手順】

「全青税」(<https://aozei.com/>) のトップページ、「各部の活動報告」から「研究部全青税シンポジウム」へ進んでいただいた後、「記事」の一番上にある「【研究部】2024年研究論文集」をクリックし、論文集の表紙の画面をクリックし、資料閲覧用パスワードを入力しますと、論文集が閲覧・ダウンロードできます。

### 【目次】

- ・はじめに
- ・東京青税「税理士の業務のICT化と納税者の権利擁護について」
- ・近畿青税「AIと税理士業務の未来」
- ・名古屋青税「書面添付制度について」
- ・神奈川青税「これからの税理士の業務のあり方～無償独占について考える～」
- ・埼玉青税「他資格との業際問題の現状と税理士業務の未来」
- ・千葉青税「AIにはできない税理士の役割」
- ・岐阜青税「税理士の責任と税理士賠償責任保険について」

## 五十周年記念サイトのご案内

全国青年税理士連盟五十周年記念サイトは下記よりご覧いただけます。

<http://aozei50th.com>

## あしがき

さる理事会で本誌の発行について報告した折、さる議長が「193号だね～」と、おっしゃいました。なむさん！一級品の仕上がりを目指して「あわてない、あわてない」と心に唱えつつの編集作業でゴザイました。これが終われば一休み？

コロナ禍の時代が過ぎ、フルスロットルで行われた今期の全青税活動。皆さんにお伝えしたく、本誌も分厚くなりました。原稿の行間からはそれぞれのパワフルな様子がにじみでています。次期執行部の活動も楽しみです！

広報部長 津田 律子